

**所沢市議会基本条例第31条第1項の規定に基づく
検討結果報告書**

**令和5年9月
所 沢 市 議 会**

1 趣旨

所沢市議会は、平成21年3月に所沢市議会基本条例（以下「条例」という。）を施行した後、積極的に議会の活性化および議会改革を行い、一般質問の一問一答方式の実施をはじめ、議会報告会の開催、政策討論会の開催、意見提案手続の実施、議員定数の見直しなど様々な取り組みを実施してきたところである。

本報告書は、一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するとした条例第31条第1項の規定に基づき実施した目的の達成度等の検討結果を取りまとめたものである。

なお、この報告書により、同条第2項の規定に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 対象項目

令和元年から令和4年までの議会改革評価表、議会基本条例逐条解説

3 実施期間

令和5年6月20日から8月25日までの期間

4 実施方法

見直しの必要がある項目について意見を求め、当該意見に基づき協議し、必要な措置について、委員会内で検討する方法

5 結果

意見がなかったことから、おおむね条例の目的が達成されているものと評価し、必要な措置等の検討は行わないものとする。